

就職や退職した人などの変更手続きと保険給付の申請

国民健康保険(国保)の届け出は 14日以内に

勤め先の健康保険に加入している人やその被扶養者になっている人、後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人以外は、国保に加入する必要があります。

変更手続きが必要です(別表1)

退職して職場の健康保険をやめたときや、就職して職場の健康保険に加入したときなど、別表1に該当する場合は、国保の加入・脱退の届け出をしてください。

マイナ保険証(保険証の利用登録をしたマイナンバーカード)を利用していても、手続きが必要です。

国保に加入している場合の 保険給付(別表2)

病気やけがなどで受診したときの医療費などが一部負担で済むほか、医療費の自己負担額が高額になったときや出産したとき、加入している人が亡くなったときなど、別表2に該当する場合は申請することで、給付が受けられます。

交通事故が原因で 国保を利用する場合

交通事故により負傷したときに国保を利用して受診する場合

さい。

マイナ保険証(保険証の利用登録をしたマイナンバーカード)を利用していても、手

マイナ保険証を利用しよう

は、必ず保険年金課に届け出をして、許可を受けてください。飲酒運転や無免許運転などの悪質な法令違反の場合は、利用できません。全額自己負担となります。

利用するには、事前に申し込みが必要です。申し込みには、マイナンバーカードと登録した利用者証明用電子証明書暗証番号(数字4桁)が必要になります。くわしい内容は、厚生労働省のホームページで確認してください。



申し込み・問い合わせ先

保険年金課国民健康保険班

☎ 62・5331

【別表2】申請忘れはないですか「国保の主な保険給付」

保険給付	支給要件	申請期間
高額療養費	1か月に支払った医療費の自己負担額が高額となり、限度額を超えたとき	通知が届いた日の翌月1日から起算して2年間
高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の1年分の自己負担額を合算し、限度額を超えたとき	
妊産婦付加金	妊産婦が、母子手帳の交付を受けた月から出産の翌月までに保険診療を受けたとき	
出産育児一時金	出産したとき	出産日の翌日から起算して2年間
葬祭費	国保に加入している人が亡くなったとき ※葬儀の施主に支給。	葬儀を行った日の翌日から起算して2年間

※世帯主に支給勧奨通知が届きます。葬祭費は、死亡の届け出をするときに案内されます。

【別表1】届け出は14日以内に「国保の変更手続き」

区分	内容	必要なもの
国保に入るとき	職場の健康保険をやめた(被扶養者でなくなった)とき	健康保険資格喪失連絡票(資格喪失日が分かるもの)
	転入してきたとき	転入手続きのときに申し出てください
	子どもが生まれたとき	保護者の健康保険の資格が分かるもの
国保をやめるとき	職場の健康保険に入った(被扶養者になった)とき	健康保険の資格取得日が分かるもの
	転出するとき	転出手続きのときに申し出てください
	死亡したとき	窓口での手続きのときに申し出てください
その他	資格確認書などの紛失・汚損により再交付を受けるとき	届け出をする人の本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)
	修学のため、ほかの市区町村へ転出するとき	在学証明書